

世田谷区立上北沢小学校

PTA 会則

目 次

1. 上北沢小学校 PTA 会則	1
2. 本部スタッフの選出に関する細則	5
3. 会計に関する細則	7
4. 個人情報取扱規則	9

令和5年3月

上北沢小学校PTA会則

第1章 名称

第1条 本会は、上北沢小学校PTAと称し、事務局を世田谷区立上北沢小学校におく。

第2章 目的

第2条 本会は、上北沢小学校、家庭及び地域と協力し、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、前述の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 児童教育及びその福祉のために尽力する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 営利を目的とせず、宗教的、政治的活動を目的とする団体、個人又は事業と関係を持たない。
- (3) 学校の人事その他の管理に干渉しない。

第4章 会員

第4条

1. 本会の会員資格を有する者は、本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者(以下「保護者」という。)及び常勤の教職員(以下「教職員」という。)とする。
2. 本会に入会する保護者は、入会届を提出する。
3. 本会を退会する者は、退会届を提出する。ただし、第1項に定める会員資格の喪失により本会を退会する場合はこの限りでない。

第5章 本部スタッフ

第5条 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1名(保護者)
- (2) 副会長 4名以上(保護者3名以上及び副校長)
- (3) 書記 2名以上(保護者)

第6条 本会の本部スタッフは、前条に定める役員及び以下の役職を担当する者とする。

- (1) 交通校外 2名以上(保護者1名以上及び教職員1名)
- (2) スタッフ選出 2名以上(保護者)
- (3) 名簿管理 2名以上(保護者)
- (4) 会計 2名以上(保護者)
- (5) その他、前年度の運営委員会が本部スタッフとして必要と判断した役職(以下「必要な役職」という。)

第7条 本部スタッフの任期は1年間とし、再任は妨げない。ただし、会長に限り、再任は1回限りとする。

第8条

1. 本部スタッフのうち、第5条に定める役員及び第6条第1号乃至第4号に規定する役職は、毎年度立候補(以下「エントリー」という。)によって選出する。
2. 前項の本部スタッフに加えて、運営委員会が翌年度の本部スタッフとして必要と判断した役職(以下「翌年度必要な役職」という。)についても、エントリーによって選出する。
3. 会長については、他の本部スタッフに先立ちエントリーにて選出するものとし、エントリーがなかった場合は、会長に代わり副会長を追加で複数名選出するものとする。
4. 副会長、書記、交通校外、スタッフ選出、名簿管理及び会計についてエントリーがなかった場合は、くじで選出するものとする。
5. 前項に加えて、翌年度必要な役職のうち、運営委員会がさらに翌年度の運営上必須であると指定した役職(以下「指定役職」という。)についてエントリーがなかった場合も、くじで選出するものとする。
6. 本部スタッフの選出に関する事項については、本条に定める他、「本部スタッフの選出に関する細則」(以下「選出細則」という。)に定めるものとする。

第9条 本部スタッフの欠員に関する事項は、選出細則に定めるものとする。

第10条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長
本会を代表し、会務を総理する。また、総会、運営委員会、役員会を招集し主宰する。
- (2) 副会長
会長を補佐し、会長不在の場合はその代理となる。なお、会長に欠員が生じた場合は、これを代行する。学校側副会長は副校長とする。
- (3) 書記
会務を処理し、総会・運営委員会等の通知及び記録にあたり、会員への結果報告を行う。

第6章 会議

第11条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会

第12条

1. 総会は、本会の最高議決機関であり、その種類は次の通りとする。
 - (1) 定期総会
 - (2) 臨時総会
2. 定期総会は、毎年度開催されるものとし、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 前年度活動報告及び今年度活動計画
 - (2) 前年度決算及び今年度予算案
 - (3) 本会則の改正
 - (4) その他必要と認められる事項
3. 臨時総会は、会長及び運営委員会が必要と判断した場合又は全会員の5分の1以上により請求があった場合に開催するものとする。
4. 総会の決議は、定期総会、臨時総会共に招集による決議又は書面決議(電磁的方法を含む。)によるものとする。
5. 総会の定足数は、全会員の5分の1とし、決議は、出席した会員の過半数をもって行うものとする。

第13条

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、本部スタッフにより構成される。
2. 運営委員会の任務は次の通りとする。
 - (1) 活動計画及び活動報告の審議
 - (2) 総会に提出する議案の審議
 - (3) 本会則及び細則の規定並びに役員会の決定により運営委員会の任務とされた事項の執行
 - (4) 細則及び規則の制定並びに改正
3. 運営委員会は、必要に応じて書面(電磁的方法を含む。)によって開催することができる。
4. 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議決することができない。

第14条 役員会は、役員により構成され、会務の重要事項全般について審議し、かつ運営委員会において審議されるべき事項を決定することを任務とする。

第7章 会 計

- 第15条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってこれを賄うものとする。
- 第16条 本会の会費は、世帯単位とし、その額は総会で決定する。
- 第17条 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われる。
- 第18条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、その承認を得なければならない。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第20条 本会の会計に関するその他の事項は、「会計に関する細則」に定めるものとする。

第8章 会計監査

第21条

1. 本会は、会計監査を2名置き、その任務を次の通りとする。
 - (1) 本会の経理を監査する。
 - (2) 必要に応じて、会長の承認を得て、臨時監査を行う。
2. 会計監査の選出方法に関する事項は、選出細則に定めるものとする。
3. 会計監査は、本会の本部スタッフを兼ねることはできない。
4. 会計監査の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第9章 個人情報

第22条 個人情報の取扱いに関する事項は、「個人情報取扱規則」に定めるものとする。

第10章 細則及び規則

第23条 本会の活動に必要な規定(細則、規則等)は、本会則に反しない限り、運営委員会において制定及び改廃することができる。

第11章 改正

第24条 本会則は、総会の決議によらなければ改廃することができない。

付 則

本会則は、令和4年11月12日から実施する。

(令和5年2月改正 同2月15日施行)

本部スタッフの選出に関する細則

第1条 本細則は、上北沢小学校 PTA 会則(以下「会則」という。)第8条第6項に基づき、本部スタッフの選出について必要な事項を定めるものとする。

第2条

1. 会長については、他の本部スタッフに先立ちエントリーを募集し、選出する。
2. 会長について複数名のエントリーがあった場合は、運営委員会にて選出する。
3. 会長にエントリーがなかった場合は、副会長を追加で複数名選出するものとする。

第3条

1. 前条に従い会長が決定又は会長の不在が決定した後、会則第8条第1項及び第2項に従い、本部スタッフをエントリーにて募集する。
2. 同じ役職について募集人数を超えるエントリーがあった場合は、立候補者間で協議の上、決定するものとする。

第4条

1. 前条第1項に従いエントリーを募集したところ、副会長、書記、交通校外、スタッフ選出、名簿管理、会計及び指定役職について募集人数を満たすエントリーがなかった場合は、不足人員及び補欠(本部スタッフに欠員が生じた場合に補充される地位にある会員)複数名をくじで選出するものとする。
2. 前条第2項に従い協議をした結果、本部スタッフに決定しなかった会員は、補欠になることができる。
3. 前項により補欠が決定した場合には、本条第1項に定める補欠の人数に充当される。
4. くじの方法は、運営委員会にて決定する。欠席者のくじについては、副校長が代わりに引くものとする。
5. くじにより本部スタッフに選出された場合は、エントリーがなかった役職の中から話し合いによって役職を決定する。

第5条

1. 以下のいずれかに該当する会員は、前条に定めるくじによる選出対象から除外される。
 - (1) 2020年度以前の役員又は委員長経験者
 - (2) 前上北沢小学校 PTA 会則におけるポイント制度において、ポイントを合算(きょうだい間で合算)して10ポイント以上保有する会員(2021年度、2022年度の活動については、サブリーダーについてのみ3ポイントを付与するものとする。)
 - (3) 2021年度、2022年度の役員又はリーダー経験者
 - (4) 上北沢小学校 PTA 会則における本部スタッフ経験者(欠員補充により年度途中で本部スタッフに就任した者についても含むが、任期満了前に辞任した会員について以後除外対象とするかは、役員会にて協議の上決定する。)
2. 上北沢小学校 PTA を退会(会則第4条第1項に定める会員資格の喪失による退会の場合も含む。)した会員は、上北沢小学校 PTA に再入会するにあたり、本条第1項各号の事由に該当することを自ら申告しない限り、くじによる選出対象から除外されないものとする。

第6条 本細則第4条に定めるくじ選出については、各家庭2回まで辞退可能とする。ただし、くじを引く前に辞退を申告した場合に限る。

第7条 本部スタッフに欠員が生じた場合は、以下の通りとする。

(1) 補欠が選出されている場合は、話し合いにより補欠の中から欠員を補充する。

(2) 補欠が選出されていない場合は、運営委員会にて欠員が生じた当該役職について補充が必要か審議の上、必要と判断された場合には、エントリーにて募集する。エントリーがなかった場合には、本細則第4条乃至第6条を準用し、くじにて選出するものとする。

第8条 各活動をサポートする会員の募集方法は、運営委員会にて決定する。

第9条

1. 会計監査は、原則として前年度の会計が担当するものとする。

2. 前年度の会計が会計監査に就任できない場合は、役員経験者から選出するものとし、選出方法については、役員会にて決定する。

第10条 本細則は、運営委員会の決議によらなければ改廃することができない。

付 則

本細則は、令和4年11月30日から実施する。

(令和5年3月改訂 同3月11日施行)

会計に関する細則

第1条 本細則は、上北沢小学校 PTA 会則第20条に基づき、本会の会計に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 会費

1. 会則第4条により入会した会員は、1家庭当たり一定金額を会費として毎年度納める。
2. 前項の会費は、原則として、指定の口座に指定の納入期限までに振り込む方法により納める。
なお、振込手数料などの費用は会員の負担とする。但し、特段の事情がある場合には、振込以外の方法も可能とする。
3. 年度途中で入会した場合、当該年度の会費は、以下の通りとする。

(1) 9月30日までに入会した場合	会費の全額
(2) 10月1日以降に入会した場合	会費の半額
(3) 1月1日以降に入会した場合	免除
4. 会員に転出等、特別な事情が生じたことについて当該会員より PTA に対し申し出があった場合には、PTA 会長の裁量により納入済みの会費を返金することができる。
5. (1) 会員が指定した納入期限までに会費を納入せず、かつ、PTA による複数回にわたる会費納入の催促の後も納入しない場合、PTA から当該会員に対し、納入期限を指定し、最終通告を行うものとする。
(2) 前号の最終通告において指定された期限までに会費が納入されない場合には、当該会員は、納入期限の翌日に会員資格を喪失するものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

第3条 慶弔

- | | |
|--|----------------------|
| 1. 会員・児童死亡香料 | 10,000 円 |
| 2. 現教職員の配偶者・子女・両親及び同居の義父母死亡香料 | 5,000 円 |
| 3. 現教職員結婚祝 | 5,000 円 |
| 4. 現教職員出産祝 | 5,000 円 |
| 5. 転退職教職員に対する餞別 | 5,000 円 |
| 在校1年未満を 1,000 円とし、1年ごとに 1,000 円を順次加算し、5,000 円を限度とする。 | |
| 6. 現教職員2週間以上の病欠時 | 5,000 円 |
| 7. 災害見舞 | 役員会または運営委員会で協議し決定する。 |
| 8. その他 | 役員会または運営委員会で協議し決定する。 |

第4条 物品等の購入

高額物品等の購入手続きは以下の通りとする。

決裁金額	決裁権限	摘要
3万円以上	役員会	稟議書に記入後、各会に提出し 審議・承認の上決裁する。
7万円以上	運営委員会	//
10万円以上	PTA 総会 (もしくは PTA 臨時総会)	//

※1万円以上3万円以下の予算案に含まれるもので、再度同じ物品等を購入する場合は、申請、役員会にて決裁する。

付 則

本細則は令和5年3月11日から実施する。

個人情報取扱規則

第1章

第1条 本規則は、上北沢小学校 PTA 会則第22条に基づき、個人情報取扱規則について定めるものとする。

第2章 目的

第2条 この個人情報規則は、上北沢小学校 PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、PTA 活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第3章 指針

第3条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努める。

第4章 周知

第4条 個人情報の取扱方法は、総会資料または運営委員会報告書などにより会員に周知する。

第5章 利用目的

第5条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理
- (2) 文書等の送付
- (3) 会員・本部スタッフ・サポーター等の名簿作成
- (4) 本部スタッフ選出
- (5) 広報誌・サークルスクエア等への掲載

第6章 個人情報の取得

第6条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA 会長に書面又は電磁的な記録で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) その他 PTA 活動に必要とするもので同意を得た事項

第7章 同意の取り消し

第7条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

第8条 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第8章 管理・保持

第9条 個人情報は、本会が適正に管理する。

第10条 不要になった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第11条 個人情報データは、紙媒体については施錠保管、その他については個人情報保護において適切な状態で保管することとする。

第9章 第三者提供の制限

第12条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第10章 秘密保持義務

第13条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第11章 情報開示等

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に従ってこれに応じる。

第12章 付 則

第15条 本取扱規則は、令和5年3月11日より施行する。

第16条 この取扱規則は、法令の改定又は実務上の不備が発生した場合には、本会運営委員会で協議・検討し、改定することができる。

第17条 取扱規則を改定した場合には、第4条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

個人情報取り扱いに関する基本方針

上北沢小学校 PTA(以下本会という。)は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示し、取扱い方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、当該個人から、本会が取得・保持している個人情報について開示請求があった場合も適切に対応するものとします。



編集・発行者:上北沢小学校 PTA 役員会
東京都世田谷区上北沢4-22-29